

応募様式

令和 年 月 日

中村河川国道事務所長 殿

応募者

住所

〒

氏名

_____ 印

令和5年12月20日付で公募された、河川敷地内の樹木伐採に応募します。

記

1. 応募する区画

第1希望 四万十川 区画番号 : _____ (面積 _____ m²)

第2希望 四万十川 区画番号 : _____ (面積 _____ m²)

第3希望 四万十川 区画番号 : _____ (面積 _____ m²)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

薪ストーブ用

その他の目的 : _____

3. 採取を希望する河川産出物の種類 (例 ; 樹木、竹、草等)

: _____

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。

- 現地確認済み
- 現地未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェック☑を記載。(複数選択可)

(伐採方法) 立木を伐採して倒す

- チェンソーで伐採する。
- ノコギリで伐採する。
- その他の方法：

(小割方法) 倒した木を、適度な大きさに小割する

- チェンソーで小割する。
- ノコギリで小割する。
- その他の方法：

(運搬方法) 小割した木を、幹・太枝・枝等に仕分けしてトラックに積み込み運搬する

- 仕分け・積み込みは、人力で行う。
- 仕分け・積み込みには、機械（ ）を使用する。
- 運搬には、軽トラックを使用する。
- 運搬には、（ t）トラックを使用する。
- その他の方法：

(伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。

- その他の伐採順序

(枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。

- 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
- その他の処理：

6. 採取の期間

作業予定期間 : _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 (のうち _____ 日間) を予定。

7. 応募者の連絡先

連絡先 (TEL) : _____

緊急連絡先 (氏名) : _____

緊急連絡先 (自宅または携帯電話) : _____

FAX番号 (ある場合のみ記載する) : _____

メールアドレス (ある場合のみ記載する) : _____

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

令和 年 月 日

中村河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所) _____

(氏名) _____

(電話番号) _____

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(作業時間) : ~ :

【作業実施日】

【作業者氏名】

< 遵守する事項 >

【安全対策等】

- (作業時服装)・作業時はヘルメット、チェーンソー使用時は防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整)・トラックなど駐車する際は、他者の交通の支障とならないよう配慮する。
- ・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
 - ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分にとって作業を行う。

- ・ 倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ ケガや事故発生時にすぐに連絡できるよう携帯電話を携行するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
- ・ 消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業員も登録しておく)
- ・ 事故（ケガを含む）発生時には必ず出張所に連絡する。
- (法令遵守) ・ 発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。（差し枠、はみ出し禁止）
- (坂路監理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・ 夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
- ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。（二日酔いも含む）
- ・ 作業箇所周辺には人がいるかを確認して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。
- ・ 木や草に足を取られてケガをすることのない様に、足元の障害物を除去する。伐採箇所が草で覆われている場合は、草刈りを先に行う。
- ・ 選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項、その他伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上